

一般廃棄物処理基本計画（原案）の概要

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

本計画は、循環型社会の形成に関する課題や前計画の進捗状況等を踏まえ、平成 27 年度から 10 年間の小樽市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画を新たに定めるものであり、これまでに講じられてきた施策に加え、可能な限りの減量化や再資源化の推進を図るなど、持続可能な循環型社会の構築を目指すものです。

2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものです。

また、第 6 次小樽市総合計画（平成 21 年度～平成 30 年度）や小樽市環境基本計画、北しりべし廃棄物処理広域連合の広域計画との整合性を図り、今後の廃棄物処理行政における長期的・総合的な指針と位置付けられるものです。

3 計画期間と目標年次

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とします。なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、中間目標年次（平成 31 年度）や計画目標年次に関わらず、計画の見直しを行うこととします。

4 計画の対象範囲

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とし、対象とする廃棄物は廃棄物処理法に基づく一般廃棄物のうち、生活排水を除いたものとします。

第2章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理の現状

将来予測値と実績値との比較

区 分	【中間年次 平成21年度】		【目標年次 平成26年度】	
	予測値	実績値	予測値	実績値(H25)
1 人口(年度末)	138,116	133,604	131,874	126,420
2 生活系ごみ	31,004	23,106	28,110	22,751
①燃やすごみ	23,253	18,224	21,083	16,885
②燃やさないごみ	5,141	2,962	4,532	3,123
③粗大ごみ	2,610	1,920	2,495	2,743
3 資源物	8,167	6,793	7,798	6,683
4 事業系ごみ	18,500	20,351	17,600	20,212
5 リサイクル率	21.6%	19.3%	22.3%	17.6%
6 生活系ごみ(資源物を除く。)の1人1日平均排出量	615	474	584	493
7 資源物の1人1日平均排出量	162	139	162	145

(単位:区分1→人、区分2~4→t、区分6・7→g/人・日)

※H25の人口には外国人が含まれています。

<現状の説明>

- 生活系ごみ → 平成 17 年度に「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」を有料化した結果、排出量は大幅に減量しました。また、粗大ごみは、人口減少や高齢化の影響により家屋内の残置物の処分が増加しています。
- 資源物 → 平成 17 年度に収集品目の拡大により、排出量は大幅に増加しました。

- 事業系ごみ → 本市は観光都市であるとともに港湾を有することから、飲食店や食料の備蓄倉庫が多く、これから発生するごみなどは経済活動の動向に影響されるため、減少していません。
- リサイクル率 → 事業系ごみの資源化が進まず、排出量も減少していません。
- 1人1日平均排出量 → 資源物を除く生活系ごみは、予測値を大きく下回る減量化を達成できています。また、資源物も予測値を下回っており、発生抑制の観点からは評価できる結果といえます。

2 ごみ処理に係る課題

課題1	排出抑制・再資源化	2R（リデュース、リユース）に重点を置いた対策を検討する必要があります。
課題2	収集・運搬	冬期間ごみの収集が困難な地域や高齢者などに配慮した体制の強化・充実について検討が必要です。
課題3	焼却施設	可燃ごみの性状が燃えにくいごみ質であるため、炉温を高温に保つため助燃剤として多くの灯油が使用されています。
課題4	資源化施設	資源物の分け方・出し方に対する市民の理解が十分でないことから、危険物や異物が混入し取り除く作業が増加しているため、市民に対する適正分別の周知が必要です。
課題5	最終処分場	既存処分場を可能な限り使用し埋立容量を確保する必要があります。

第3章 計画の基本理念と基本方針

1 基本理念

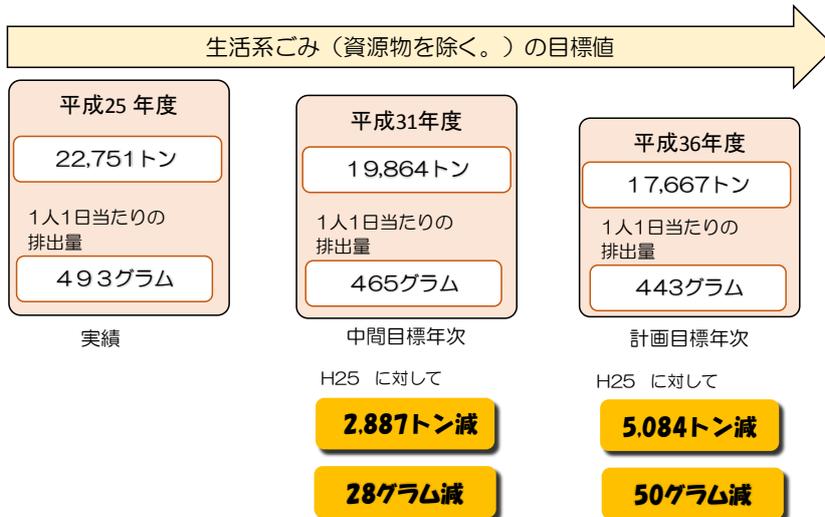
本市は、市民や事業者と連携しながら、循環型社会の形成に向けてごみの減量化や資源物の再利用のほかごみの適正処理など、人と環境が調和した魅力あふれる都市の実現を目指して、種々の施策を推進していきます。

2 基本方針

基本方針1	ごみの発生抑制・排出抑制による環境への負荷及び処理コストの削減
	➡ ごみに含まれる食品廃棄物を削減します。
基本方針2	資源化の推進やリサイクル活動等の支援等による限りある資源の有効活用
	➡ 適切な分別の徹底を図るとともに再資源化可能なものについては可能な限りの再資源化を目指します。
基本方針3	安全・快適な暮らしの実現と環境にやさしいごみ処理体制の整備
	➡ 高齢社会に対応したごみと資源物の収集の在り方について検討を行います。

第4章 基本計画の策定

1 生活系ごみ1人1日平均排出量（原単位）及び生活系ごみ排出量の予測



【原単位】

平成25年度の493グラムに対して、約10パーセント減量させることを目標として443グラムへ。

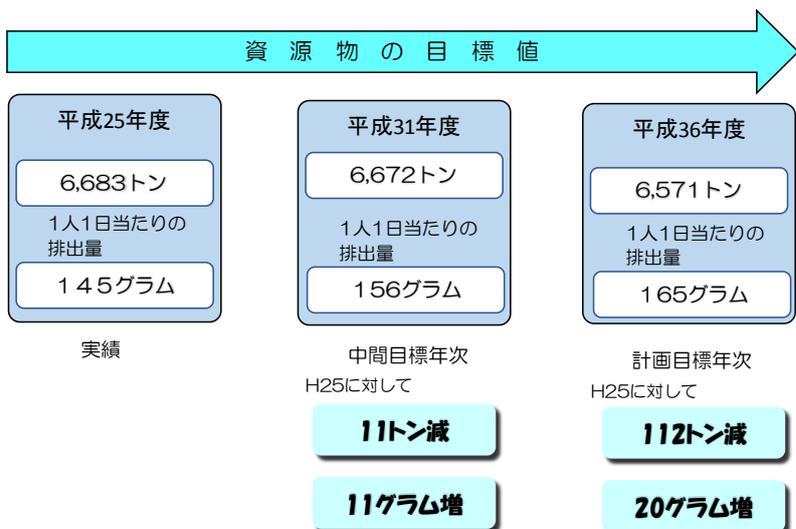
【排出量】

平成25年度の22,751トンに対して、約22パーセント減量させることを目標として17,667トンへ。

【削減のための主な施策】

- ①生ごみの減量化
- ②資源物収集品目の拡大
- ③家具類の再利用
- ④容器プラの洗浄方法の周知啓発等による資源物への誘導 など

2 資源物1人1日平均排出量（原単位）及び資源物収集量の予測



★ごみから資源物への移行により資源物の原単位は増加する。

【原単位】

平成25年度の145グラムに対して、約14パーセント増量させることを目標として165グラムへ。

【収集量】

平成25年度の6,683トンに対して、約1.7パーセント減量させることを目標として6,571トンへ。

3 事業系ごみ排出量の予測



★食品廃棄物の発生抑制や水切り等による減量化の推進。

【排出量】

平成25年度の20,212トンに対して、約10パーセント減量させることを目標として18,191トンへ。

4 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

- 市** → 循環型社会の形成に向けて、市民が容易に取り組むことができるごみの減量化や資源化施策を進め、併せて、継続的に各種の啓発活動を展開し、市民のごみ減量化についての意識向上に努めます。
- 市民** → 環境に関する知識と理解を深め、ものを大切に使い、再利用に心掛けるなどできるだけごみを出さない工夫をします。ごみと資源物との分別徹底、集団資源回収への参加など、市民としてできることについて、積極的に取り組みます。
- 事業者** → 製造業者、加工業者及び販売業者は、再生資源の使用、長く使える製品やリサイクルしやすい製品の開発、過剰包装の自粛や廃止など、ごみとなるものをできる限り少なくするように努めます。

5 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

現在のごみ処理主体は、生活系ごみ（粗大ごみを除く。）及び資源物の収集・運搬については民間業者に全面委託し、中間処理については北しりべし広域クリーンセンターの焼却施設及びリサイクルプラザにおいて行っています。平成 36 年度までについても同様な形態で行います。

なお、粗大ごみ及び事業系ごみに係る一般廃棄物収集運搬業の許可については、排出量が今後も大きく変化しないと予測されることから、事業範囲を限定しない許可については許可業者の廃業等により既存業者だけでは対応が困難となった場合等を除き新たな許可はしないものとし、事業範囲を限定した上での許可については、その必要性等により判断します。

6 ごみの処理施設の整備に関する事項

(1) 現有施設の状況

小樽市廃棄物最終処分場は、平成 23 年度の調査によれば、人口減やリサイクルの推進により埋立量が減少したため、平成 31 年度まで埋立可能と見込まれます。

(2) 整備方針

平成 32 年度以降について、現処分場内での嵩上げによる延命化を図り、適切な維持管理に努めます。

7 その他ごみの処理に関し必要な事項

- | | |
|------------------------|------------------|
| (1) 特別管理一般廃棄物の取扱い | (4) 廃家電と廃パソコンの処理 |
| (2) 家庭から排出される医療廃棄物の取扱い | (5) 不法投棄・野外焼却対策 |
| (3) 適正処理困難物の取扱い | (6) 災害廃棄物の処理 |